

令和5年度荒尾市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※重度障害者多数雇用事業所は次の要件を全て満たすものとする。

 - ①障がい者の雇用数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障がい者
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達の推進方法

- (1) 全庁的に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各課等へこれらの情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、調達等が新たに生じた場合には、障害者就労施設等への発注の可能性を十分に検討し、調達の推進に努める。
- (3) 調達の対象となる障害者就労施設等で、荒尾市との間に物品又は役務の調達契約を希望するものに対し、入札等参加資格名簿への登録について周知を行う。

6 調達の目標

令和5年度においては、前年度実績額を上回るよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。